

2013年7月31日

特定避難勧奨地点制度～指定に際しての理不尽

福島老朽原発を考える会 阪上 武

原子力災害対策本部は、2011年6月になって「特定避難勧奨地点」制度を始めました。これは、「計画的避難区域及び警戒区域の外であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点」について、「特定避難勧奨地点」に指定し、「そこに住む住民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進する」というものです。特定避難勧奨地点に指定された世帯は避難か残留を選ぶ権利が与えられ、避難を選ぶ場合には補償が与えられます。

事の発端は、伊達市の石田地区において、年間20ミリシーベルトを超える線量が観測されているにもかかわらず、局所的だという理由で計画的避難区域から外し、政府が何も対応しなかったことから、伊達市が自主避難者に対し、独自に援助を行ったことでした。面目をつぶされた政府が慌ててつくった制度だと思われまます。

政府は、チェルノブイリの「避難の権利ゾーン」の考え方を参考にしたわけではなく、あくまで、計画的避難区域の取りこぼしを世帯ごとに拾うというという考えでした。それでも、避難区域の外側の住民が置かれた状況や地域の実情に配慮し、住民の意向を十分に尊重しながら運用すれば、この制度が、日本版「避難の権利ゾーン」に発展する可能性はあったと思いますし、私たちもそのようにはたらしかけました。しかし結果的には、政府も自治体も住民の意向を尊重することなく、かえって弊害をもたらすものになってしまいました。

世帯ごとの指定が地域コミュニティを壊した

伊達市では6月30日に特定避難勧奨地点の指定がありましたが、指定に際しての協議の段階で、伊達市は、コミュニティの分断を避けるために、住居ごとではなく、小集落（町内会）単位での指定を要請しました。

世帯ごとの指定では、地域コミュニティの分断が懸念されます。特に今回は、ある日測定にやってきて、後で指定を受けた世帯だけに通知が行くというやり方でした。隣同士なのに指定されたりされなかったり、同じ敷地に親子二世帯がそれぞれ世帯を持ち、子世帯だけが指定されたり、誰が指定されたのかわからないというところもありました。しかも、避難者だけが賠償や支援を受けることから、避難希望者は後ろめたい気持ちを感じ、まるで逃げるように避難する場合もあったと聞きます。伊達市とは違う地区での話ですが、私たちが訪ねると、残って地区の清掃にあたっている方が、避難者だけにお金が入ることについて、避難者を責めるように不満をもらしていました。

伊達市の場合、原子力災害対策本部は、測定値のばらつきを理由に、指定基準を毎時3.2マイクロシーベルトから毎時3.0マイクロシーベルトに引き下げることや、指定基準を超えた世帯の近傍で子どもや妊婦がいる世帯の場合は、線量が低くても積極的に指定するなどしましたが、小集落単位での指定の提案には応じず、指定世帯は市内4地区の住居ごとの指定で、合わせて113世帯に限られました。

伊達市小国小学校で7月5日に開かれた住民集会には約200名が集まりました。その場で、指定を見直し、小国地区の地域指定を求める署名を集めることを決めました。署名は小国地区の住民約1,400名のうち、1,147名が応じました。7月25日に、区民会長、小国小学校PTA会長はじめ、総勢約120名が3台のバスに分乗して、経産省を訪ね、原子力災害対策本部へ要請を行い、海江田経産大臣にも面会し、要望書を提出しました。そこまでしても、その後、指定の見直しが行われることはありませんでした。

	特定避難勧奨地点	チェルノブイリ法 移住の権利ゾーン
指定	住居単位	区域
線量基準	年間20ミリシーベルト	年間1～5ミリシーベルト
避難（移住） か残留か	選択できる	選択できる
支援・補償	<u>避難者のみ</u> 一時金・賠償・住宅・損失 補填・被災証明の発行等	<u>移住者・残留者双方</u> 住宅・損失財産の補填・医 療・療養・健康診断・年金・ 就労支援・医薬品、非汚染 食料の提供

子ども・妊婦基準の二重基準…福島市・郡山市を意図的に避ける措置

特定避難勧奨地点制度には、子どもや妊婦への配慮を行うよう求める項目がありました。原子力災害対策本部は、伊達市での指定に際して、子どもや妊婦への配慮として、特定避難勧奨の指定を受けた世帯の近傍に子ども・妊婦が住む世帯がある場合に、線量が低い場合でも、その世帯を優先的に指定しました。

次に指定をした南相馬市の場合は、市側の要請を受け、子ども・妊婦がいる世帯について、通常よりも厳しい基準を設けました。通常の指定基準が、1メートルの高さで測定した値が、およそ毎時3マイクロシーベルト程度（減衰を考慮して測定時期により基準は少しずつ下がる）なのに対し、南相馬市が設定した子ども妊婦基準は、50センチメートルの高さで測定した値が毎時2.0マイクロシーベルトというものでした。これを、建前上は、通常の基準で指定を受けた世帯の近傍で適用することになっていましたが、南相馬市の場合は、指定を受けた世帯の近傍でなくても、無条件で適用しました。このことは公言されてはいませんが、南相馬市での2回目の特定避難勧奨地点の指定が行われた際、指定されたすべての世帯が、子ども妊婦基準の適用によるもので、通常の基準による指定が一つもなかったことから明らかです。

これに対し、福島市や郡山市の場合は、詳細調査により、基準を超える世帯が存在しても、その世帯に避難の意思がない（福島市渡利）とか、その世帯に常時人が居る状況ではない（郡山市）といった理由で指定を見送り、子ども・妊婦に対する配慮は全く行われませんでした。基準を超える世帯があれば、指定をした上で避難の意思を確認するのが他市で行われていた作業です、その場合、避難の意思があってもなくとも、近傍において子ども妊婦への配慮が必要です。また、南相馬市と同様な運用をするのであれば、通常の指定がなくても、50センチメートルの高さで毎時2.0マイクロシーベルト以上を観測すれば、無条件に指定を受けるこ

とになります。福島市渡利地区では、そのような世帯が多くあることが明らかになっています。

福島市大波で行われた特定避難勧奨地点指定についての説明会（実際には、指定しないことを説明する会）において、福島市の富田危機管理監は、「避難は経済をダメにする」とし、除染の推進を一方向的に説明しました。福島市渡利で行われた同様の説明会で、住民は、特定避難勧奨の地区指定、子ども・妊婦への配慮、詳細調査区域の拡大などを要求しましたが、富田氏はやはり「除染を優先する」とし、政府現地対策本部の佐藤暁（ぎょう）氏も、指定の見送りを一方向的に説明するだけでした。

この福島市や郡山市と南相馬市の特定避難勧奨地点の設定の違いに関して、市の一部に警戒区域や計画的避難区域を抱え、特定避難勧奨地点も多くが緊急時避難準備区域と重なっている南相馬市と異なり、県庁所在地である福島市や県内最大の商業としてある郡山市から避難者を出さないために、政府や福島県、福島市、郡山市などは他市と差別的な対応をしてまで指定を避け、住民の意思を反映しなかったと考えられます。

	南相馬市	福島市・郡山市
指定基準（1m高）	3.2 μ Sv/h以上	3.0 μ Sv/h以上 測定時期による減衰の 効果を見込んでいる
子ども・妊婦 への配慮	50cm高2.0 μ Sv/h以上	配慮なし
建前上	子ども・妊婦については 指定地点の近傍で考慮	子ども・妊婦については 指定地点の近傍で考慮
実際の運用	子ども・妊婦基準は指定地点 の近傍でなくても無条件に 適用	子ども・妊婦基準は 全く問題にせず

当初は自主避難者への独自の支援を実施した伊達市は、特定避難勧奨地点制度について、政府のやり方では、地域コミュニティが崩壊してしまうと判断し、避難よりも除染にシフトします。